

ハラスメント対策自主点検票

実施している項目に☑をつけてください

事業主の講ずべき措置

※1～4はハラスメントを防止するために全ての事業主が講ずべき措置です。☑が付かない項目がありましたら早急にお取組ください。

1	事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発	<input checked="" type="checkbox"/>
①	<p>職場における、それぞれのハラスメントの内容及び行ってはならない旨の方針を定め、管理職を含む全ての労働者に周知しているか。</p> <p style="text-align: center;">* 全ての労働者には、パート、アルバイト、派遣労働者等も含まれる</p>	
②	<p>ハラスメントの行為者については、厳正に対処する旨の方針及び対処の内容を就業規則等の文書に規定し、全ての労働者に周知・啓発しているか。</p>	
2	相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備	<input checked="" type="checkbox"/>
③	<p>相談窓口をあらかじめ設置し、労働者に周知しているか。</p>	
④	<p>相談窓口担当者が内容や状況に応じ適切に対応できるようにしているか。</p> <p style="text-align: center;">* ハラスメントが現実には生じている場合だけでなく、発生のおそれがある場合や、ハラスメントに該当するか否か微妙な場合であっても広く相談に対応できるようにしているか。</p>	

※3は過去にハラスメントに関する相談があった場合のみ☑してください

3	職場におけるハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応	<input checked="" type="checkbox"/>
⑤	<p>事案が生じた場合、事実関係を迅速かつ正確に確認を行ったか。</p>	
⑥	<p>ハラスメントの事実関係が確認できた場合、速やかに被害者への配慮の措置を行ったか。</p>	
⑦	<p>ハラスメントの事実関係が確認できた場合、行為者に対する適正な措置を行ったか。</p>	
⑧	<p>再発防止に向けた措置を行ったか。（*ハラスメントの事実が確認できなかった場合にも措置を行ったか。）</p>	
4	1～3と併せて講ずべき措置	<input checked="" type="checkbox"/>
⑨	<p>相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、全ての労働者に対して周知しているか。</p>	
⑩	<p>事業主に相談したこと、事実関係の確認に協力したこと、労働局に対して相談したこと、又は援助制度を利用したこと等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発しているか。</p>	

（裏面に続きます）

職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの原因や背景となる要因を解消するための措置		<input checked="" type="checkbox"/>
①	業務体制の整備など、事業主や妊娠等した労働者その他労働者の実情に応じ、必要な措置を講じているか。	

※以下は、ハラスメントを防止するために望ましい取組、事業主が努めるべき責務に関する項目です。ハラスメントのない職場環境づくりに重要な点ですので、積極的にお取組みください。

★ 1～4の講ずべき措置に加えてハラスメント防止のために望ましい取組について		<input checked="" type="checkbox"/>
①	職場におけるハラスメントについては、複合的に生じることも想定されるため、一元的に相談できる体制を整備しているか。	
②	必要に応じて労働者等の参画を得つつ、アンケート調査や意見交換等を実施するなどにより、1～4の講ずべき措置の運用状況の的確な把握や見直しの検討等に努めているか。	
③	自らの雇用する労働者以外の者(就活生等)に対する言動についても必要な注意を払い、ハラスメント対策を参考にしつつ、適切な相談対応等に努めているか。	
④	他の事業主が雇用する労働者等からのパワーハラスメントや顧客からの著しい迷惑行為に関する労働者からの相談に対しても取組を行っているか。	
事業主の責務		<input checked="" type="checkbox"/>
①	・職場におけるハラスメントを行ってはならないことその他職場におけるハラスメントに起因する問題に対する自社の労働者の関心と理解を深めているか。	
②	自社の労働者が他の労働者(求職者等を含む)に対する言動に必要な注意を払うよう、研修その他の必要な配慮をしているか。	
③	・事業主(法人の場合にあつては、その役員)が、ハラスメント問題に関する理解と関心を深め、労働者(他社の労働者や求職者等を含む)に対する言動に必要な注意を払っているか。	

※ 本点検票は鹿児島労働局に提出する必要はありません。企業内のハラスメント対策の状況を把握し、取組を推進するためにお役立てください。

※ 詳細につきましてはパンフレット「職場におけるパワーハラスメント対策が事業主の義務になりました！」でご確認ください。下記QRコードよりPDFファイルがダウンロードできます。



※ご不明な点がございましたら、鹿児島労働局雇用環境・均等室(電話:099-223-8239)へお問い合わせください。